

赤文字：追加・変更箇所 青文字：削除

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;">口座開設アプリに係る特約</p> <p>1. 特約の適用範囲等 (1) この特約は、「信用組合 口座開設アプリ」(以下「アプリ」といいます。)から開設した総合口座(普通預金口座)に適用される事項を定めるものです。 (2) この特約は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」(以下総称して「各種預金規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。 (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。</p> <p>2. 預金契約の成立 アプリからの申し込みによる口座は、当組合が所定の開設手続を完了のうえお送りするICキャッシュカードまたは通帳の一方または双方をお客さまが受け取られたことを当組合が確認した時点で、当組合とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。</p> <p>3. 印章の届出 アプリからの申し込みにより開設された口座の印章は、口座開設後に別途当組合所定の方法により届け出てください。印章の届出を受け付ける際には、当組合は所定の方法により本人確認等を行います。印章のお届けが完了するまでは、お届け印の押捺が必要な店頭でのお取引など印章を用いたお取引はできません。</p> <p style="text-align: right;">以上 (181002)</p>	<p style="text-align: center;">口座開設アプリに係る特約</p> <p>1. 特約の適用範囲等 (1) この特約は、「信用組合 口座開設アプリ」(以下「アプリ」といいます。)から開設した個人のお客さま専用の普通預金口座(以下、「預金」)に適用される事項を定めるものです。 (2) この特約は、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「セイワキャッシュカード関連規定集」のほか、関連する規定等(以下、「各種預金規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。 (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。</p> <p>2. 預金契約の成立 アプリからの申し込みによる預金は、当組合が所定の開設手続を完了のうえお送りするICキャッシュカード、通帳または当組合所定の文書のいずれかをお客さまが受け取られたことを当組合が確認した時点で、当組合とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。</p> <p>3. 取引の開始 この預金の取引に際しては、ICキャッシュカードの発行を必須とします。</p> <p>4. 印章の届出 アプリからの申し込みにより開設された預金の印章は、別途当組合所定の方法により届け出てください。印章の届出を受け付ける際には、当組合は所定の方法により本人確認等を行います。</p> <p>5. 解約 この預金を解約する場合には、ICキャッシュカード、通帳、お届け印および運転免許証または当組合所定のご本人様確認書類を持参のうえ、当組合の最寄りの店舗に申出てください。</p> <p>6. (特約の変更) (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (201102)</p>	<p>個人のお客さまの普通預金口座としました。 関連する規定名を追記しました。</p> <p>用語の変更 表現等の変更</p> <p>条件の追加</p> <p>用語の変更</p> <p>解約方法の追記</p> <p>特約の変更方法の追記</p>